令和５年度 市民税・県民税

特別徴収のしおり

令和５年度 市民税・県民税の特別徴収について

平素は、本市の市民税・県民税 特別徴収事務につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて本年度につきましても、地方税法第 321 条の４及び五條市税条例第 45 条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定し、特別徴収税額の決定通知書を送付いたします。

つきましては、この「しおり」をご参照のうえ、特別徴収事務への一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

五 條 市 長

【お問い合わせ】

五條市役所　税務課　市民税係

〒637-8501　奈良県五條市岡口１丁目３番１号

電　話　0747（22）4001　内線 256，298

ＦＡＸ　0747（22）4011

Ｈ　Ｐ　http://www.city.gojo.lg.jp

市町村コード　292079

目　次

１．特別徴収税額の納入について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．納入金額の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

３．従業員が異動（退職・休職・転勤等）した場合の手続き ・・・・ 3

記入例① 退職した場合（一括徴収） ・・・・・・・・・・・・・ 4

記入例② 退職した場合（普通徴収） ・・・・・・・・・・・・・ 5

記入例③ 転勤した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

４．退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について ・・・・・ 7

記入例　退職所得にかかる納入書の記入例 ・・・・・・・・・・ 8

５．各種届出書用紙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

〇給与所得者異動届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

〇特別徴収への切替申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

〇特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書 ・・・・・・・・・・・・ 12

〇特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書 ・・・・・・・・ 13

〇特別徴収税額の納期の特例制度について ・・・・・・・・・・・・・ 14

〇ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

〇退職所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告書 ・・・ 16

【別添書類】

〇市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

〇市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

〇納入書（納入書不要の場合は同封しておりません）

１．特別徴収税額の納入について

市民税・県民税の特別徴収とは、事業者（特別徴収義務者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、**毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を差引き（特別徴収）して、納入**していただく制度です。別添の税額決定通知書の金額をもとに、同封した納入書等で納入してください。

●納期限　　徴収した月の翌月１０日（ただし、土・日・祝日の場合はその翌日）

給与月	６月分	７月分	８月分	９月分	１０月分	１１月分	１２月分	１月分	２月分	３月分	４月分	５月分
納期限	7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	翌年 1/10	2/13	3/11	4/10	5/10	6/10

●納入場所

・南都銀行　・紀陽銀行　　・奈良県農業協同組合　・大和信用金庫　・奈良中央信用金庫
・近畿労働金庫　・ゆうちょ銀行・郵便局　・五條市役所 本庁舎及び支所

※近畿２府４県（大阪・京都・滋賀・和歌山・兵庫・奈良）以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入いただく場合は、当市の指定を必要としますので、１５ページの「指定通知書」を記入のうえ、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

●納期の特例（年２回納入）

従業員が常時 10 人未満の事業所は、市長の承認により納期を年２回に分けて納入することができます。詳細につきましては 14 ページをご覧ください。

●納期限までに納入されなかった場合

納期限までに納入されない場合は、事業者に督促手数料及び延滞金を負担していただくことになりますので、納期限は必ず厳守してください。

・督促手数料　・・・ 納期限までに税金が完納されないため督促状を発した場合は、一通につき 100 円の督促手数料が加算されます。

・延滞金　・・・各納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金の完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6%（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第９３条第２項の規定による平均貸付割合に年１%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

2．納入金額の変更について

従業員の異動や、所得金額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した税額に変更が生じる場合があります。その際は、「**特別徴収税額の変更通知書**」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

●納入書を訂正する場合

納入する金額に変更が生じた場合は、お手数ですが、下記の記入例のとおり**納入金額（1）の数字を二重線で抹消し、納入金額（2）の該当する欄と合計欄に、変更後の金額を記入し使用してください。**

＜注意事項＞
- 黒のボールペンで記入してください。**<u>¥マークは記入しないでください。</u>**
- 数字は所定のワクからはみ出さないようにしてください。
- 書き損じた場合は、納入書の末尾の予備の納入書に、納入月及び納入金額（2）を記入のうえ、使用してください。

☆納入書は再送付されませんのでご注意ください。

記入例

●納入金額を 15,000 円から 20,000 円に変更する場合

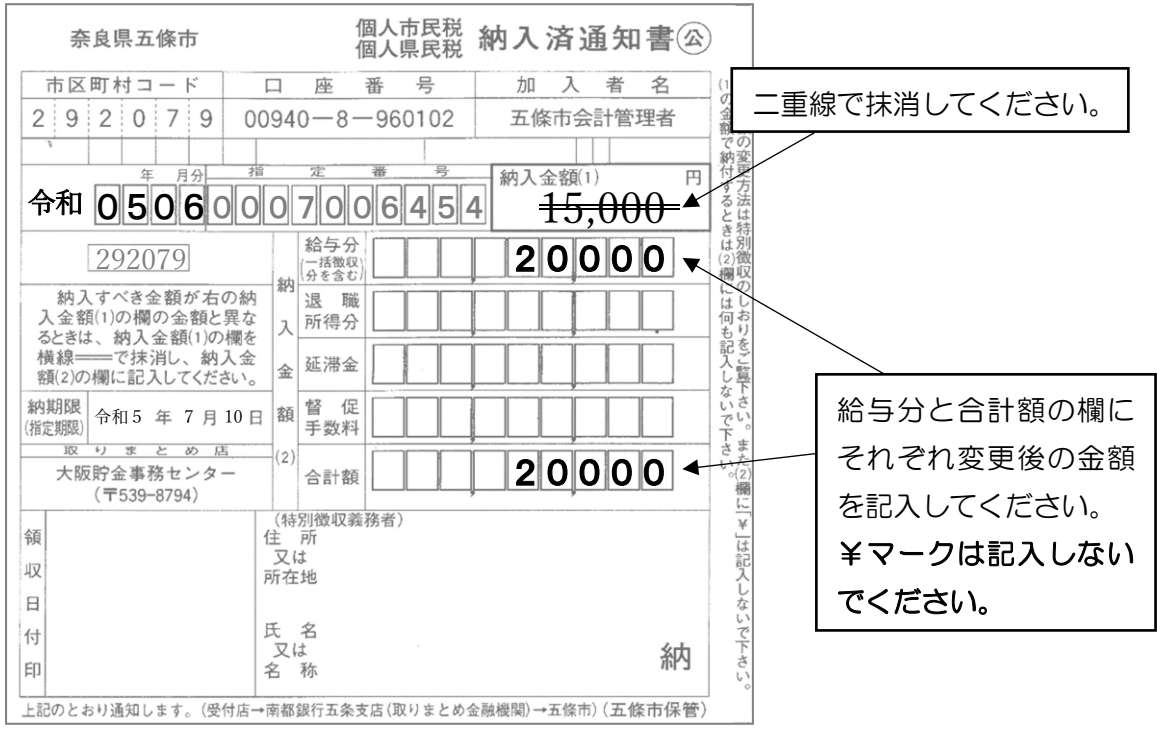

二重線で抹消してください。

給与分と合計額の欄にそれぞれ変更後の金額を記入してください。
¥マークは記入しないでください。

●予備の納入書を使用する場合

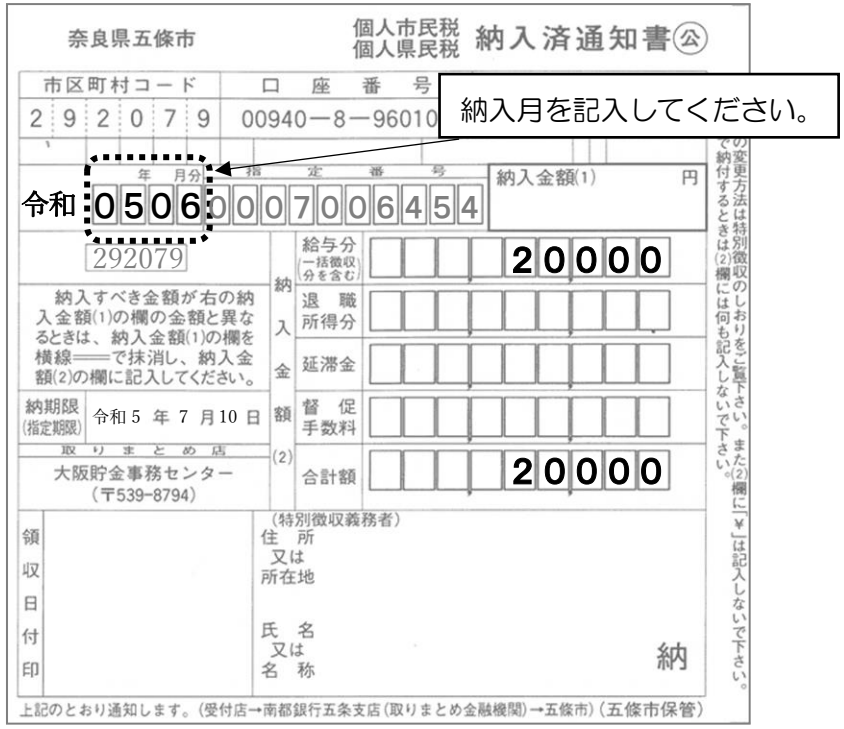

納入月を記入してください。

（三枚つづりになっていますので、領収証書及び納入書についても同じように訂正してください。）

３．従業員が異動（退職・休職・転勤等）した場合の手続き

●従業員が退職等をした場合　（ 記入例　４～５ページ ）

特別徴収税額を通知した従業員のうち、退職・休職・長期欠勤・死亡等により給与が支払われなくなった場合は、その事実が発生した都度必ず**「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**（１０ページ）を直ちに提出してください。　提出期限　**異動が発生した月の翌月１０日まで**

【注意】 **異動届出書の提出が遅れますと、退職者の分まで誤って事業者の滞納**となったり、**個人への納税通知書（普通徴収への切替え分）の発行が遅れ、**一回の納付額が多くなり個人の負担が大きくなります。ご迷惑をおかけすることになりますので遅滞なく提出してください。

重要　退職者・休職者の徴収方法

従業員が退職等をする際、徴収できていない残りの税額の取扱いは、異動の時期により次の２通りとなります。

① ６月１日から１２月３１日までに退職等をした場合

本人にご確認いただき、申し出があれば、残りの税額を一括徴収してください。申し出がない場合は、納税義務者個人で直接納付（普通徴収）していただきます。

② 翌年１月１日から４月３０日までに退職等をした場合

この期間の異動は①とは異なり、残りの税額を一括して徴収することが義務付けられております。（地方税法第 321 条の５第２項）

本人の申し出の有無にかかわらず、最終の給与または退職手当等から一括徴収してください。

①６月１日から１２月３１日までに退職等をした場合

●転勤や再就職により、特別徴収を継続する場合　（ 記入例　６ページ ）

従業員が転勤したり、退職後の再就職により、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望した場合は、以下の手続きにより特別徴収を継続することができます。

① 旧勤務先は、異動届出書の上段に必要事項を記入して、新勤務先へ送付してください。

② 新勤務先は送付を受けた異動届出書の下段（❶特別徴収継続の場合）を記入して、市役所に提出してください。

●特別徴収へ切替える場合

入社や本人の希望により、普通徴収から特別徴収に切替える場合は、特別徴収への切替申請書（11 ページ）を提出してください。

【注意】 ・**納期限を過ぎている普通徴収は、特別徴収への切替えはできません。**本人が納めるようお伝えください。

普通徴収納期限　第１期　６月 30 日　第２期　８月３１日　第３期　10 月 31 日　第４期　翌年１月 31 日

・二重納付防止のため、本人宛てに送付された普通徴収の納付書を同封してください。（納税通知書の同封は不要です。）

・すでに納入書を受け取られている場合は、お手数ですが金額を訂正して使用してください。（訂正のしかたは２ページ参照）

記入例①　退職した場合（一括徴収）

（例）従業員が１月３１日で退職する。１２月分までは徴収済みで、残りの税額を１月分で一括徴収する。

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

五條 市町村長 令和６年 １月 ６日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地 五條市本町1丁目1番1号 名称 本町商事　株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当者	総務課 給与 係 氏名 田中 花子 電話 0747 － 22 － 4001	年度 特別徴収指定番号 7006454 宛名番号

給与所得者								
フリガナ	イツキ タロウ	新姓	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	五木 太郎								
生年月日	明・大・昭 平 45 年 9 月 5 日生		円	6 月分から 12 月分まで	1 月分から 5 月分まで	令和６年 1月 31 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外（　）	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）	円 4 911 791
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0								控除社会保険料額
住所 1月1日現在	五條市今井1丁目2番3号			円	円				円
住所 異動後	同上		240 000	140 000	100 000				310 825

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒 フリガナ 名称	特別徴収指定番号	氏名	先へは、 円を 徴収し、納入するよう連絡済です。（※新しい勤務先へ送付してください。）

一致した金額を必ず記入してください。

納入月を必ず記入してください。

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。 2 異動年月日が１月１日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額（(ウ) と同額） 円 100 000	左記の一括徴収した税額は 1 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合　（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。**なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。**

1 異動年月日が６月１日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。
2 異動年月日が１月１日～４月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

【一括徴収のお願い】
１月から４月末までに退職等された場合は、一括徴収することが義務付けられております。本人の申し出の有無にかかわらず、一括徴収していただきますようお願いいたします。

記入例②　退職した場合（普通徴収）

（例）従業員が８月３１日で退職する。８月分までは徴収済みで、残りの税額は本人が直接納付する。

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特　別　徴　収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号	

五條 市町村長 令和５年 ９月 ５日 提出	（特別徴収義務者）給与支払者 所在地	五條市本町１丁目１番１号	担当者	総務課 給与 係	年度 特別徴収指定番号 7006454
	名称	本町商事　株式会社		氏名 田中 花子	宛名番号
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話 0747 － 22 － 4001	

給与所得者									
フリガナ	イツキ トモコ	新姓	ナラ	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	１月１日以降退職時までの給与支払額
氏名	五木 友子		奈良	円	６月分から ８月分まで	９月分から ５月分まで	令和５年 ８月 31 日	1 転勤・転籍 ②退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外（　）	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）	円 2 105 800
生年月日	明・大 昭 平 30 年 10 月 2 日生									控除社会保険料額 円 377 842
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0									
住所 1月1日現在	五條市今井１丁目２番３号				円	円				
住所 異動後	大和高田市西町１−１５			60 000	15 000	45 000				

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、
	フリガナ 名称			電話 － －	月割額 ＿＿＿＿ 円を ＿＿＿ 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。（※新しい勤務先へ送付してください。）

②一括徴収の場

該当する項目に

1　異動年

2　異動年月日が１月１日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（（ウ）

普通徴収とする理由に該当する項目に○をしてください。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合　（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。**なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。**

1　異動年月日が６月１日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。
2　異動年月日が１月１日～４月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため
3　死亡による退職のため。

【一括徴収のお願い】

６月から１２月末までの退職等された場合は、本人の申し出があれば、残りの税額を一括徴収してください。

１月から４月末までに退職等された場合は、一括徴収することが義務付けられております。**本人の申し出の有無にかかわらず、一括徴収**していただくようお願いいたします。

記入例③　転勤した場合

（例）従業員が９月３０日で退職し、１０月分からは新しい勤務先で特別徴収を継続する。

市町村民税　給与支払報告
道府県民税　特　別　徴　収　に係る給与所得者異動届出書

整理番号

五條 市町村長 令和５年 ９月 ５日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地：五條市本町1丁目1番1号 名称：本町商事　株式会社 個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当者	総務課 給与 係 氏名：田中 花子 電話：0747 － 22 － 4001	年度 特別徴収指定番号：7006454 宛名番号：

給与所得者									
フリガナ	イツキ　タロウ	新姓		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	五木　太郎									
生年月日	明・大・昭・平 45 年 9 月 5 日生			円	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	令和５年 9月 30日	①転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外（　）	①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収（本人が納付）	円 2 105 800
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0									控除社会保険料額
住所 1月1日現在	五條市今井1丁目2番3号				円	円				円
住所 異動後	同上			60 000	20 000	40 000				377 842

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒514-0003 三重県津市丸之内１丁目10番20号 名称 フリガナ ホンマチケンセツ　カブシキガイシャ 本町建設 株式会社	特別徴収指定番号：37077899	担当者 氏名：佐藤 電話：059－ 226 －1231	新しい勤務先へは、月割額 5,000 円を 10 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。（※新しい勤務先へ送付してください。）

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1　異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。

2　異動年月日が１月１日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ) と同額）　円

左記の一括徴収した税額は ＿＿＿ 月分(翌月10日納期限)で納入します。

当欄（①特別徴収継続の場合）は新勤務先が記入してください。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合　（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1　異動年月日が６月１日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。

2　異動年月日が１月１日～４月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。

3　死亡による退職のため。

４．退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について

退職所得の支払いがある場合は、他の所得とは区別して、支払者がその税額を計算及び徴収をし、徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。

納入書の記入方法については、次のページを参照してください。

●税額の計算方法

（退職手当等の支払金額　－　退職所得控除額※）×　1/2
（1,000 円未満の端数切捨て）

×

①　市民税６％
②　県民税４％
（100 円未満切捨て）

＝

特別徴収税額（①＋②）

※退職所得控除額は勤続年数によって算出します。下表を参照してください。

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円		千円	千円
２年以下	800	1,800	１５年	6,000	7,000	３０年	15,000	16,000
			１６年	6,400	7,400	３１年	15,700	16,700
			１７年	6,800	7,800	３２年	16,400	17,400
３年	1,200	2,200	１８年	7,200	8,200	３３年	17,100	18,100
４年	1,600	2,600	１９年	7,600	8,600	３４年	17,800	18,800
５年	2,000	3,000	２０年	8,000	9,000	３５年	18,500	19,500
６年	2,400	3,400	２１年	8,700	9,700	３６年	19,200	20,200
７年	2,800	3,800	２２年	9,400	10,400	３７年	19,900	20,900
８年	3,200	4,200	２３年	10,100	11,100	３８年	20,600	21,600
９年	3,600	4,600	２４年	10,800	11,800	３９年	21,300	22,300
１０年	4,000	5,000	２５年	11,500	12,500	４０年	22,000	23,000
１１年	4,400	5,400	２６年	12,200	13,200			
１２年	4,800	5,800	２７年	12,900	13,900	４１年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える１年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える１年ごとに700千円を加算した金額
１３年	5,200	6,200	２８年	13,600	14,600			
１４年	5,600	6,600	２９年	14,300	15,300			

※勤続年数に端数がある場合は、切り上げて算出します。（例）32 年２か月 → 33 年

●納入書の記入例（退職所得の場合）

（退　職　所　得　用）

市民税・県民税　納入申告書

五條市長 殿　　令和 5 年 12 月 7 日提出　　人員 2 人

退職手当等支払金額の総額		26,023,021 円
特別徴収税額（退職手当分）の総額	市民税の総額	291,600 円
	県民税の総額	194,400 円

地方税法第50条の5および第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

（特別徴収義務者）　法人番号 1000020292079

住所又は所在地　五條市本町１－１－１

氏名又は名称　本町商事　株式会社

※お手数ですが上記納入に係る退職者についてご記入ください。

1月1日の住所	五條市 本町１丁目１番１号		五條市 今井１丁目２番３号	
氏名	五木　市郎		五木　太郎	
勤続年数	25 年		12 年	
退職金額	21,021,021 円		5,000,000 円	
特別徴収税額	市民税	285,600 円	市民税	6,000 円
	県民税	190,400 円	県民税	4,000 円

特別徴収義務者　　本町商事　株式会社

下記の対象者Ａ・Ｂの総計

対象者Ａ（五木　市郎）

住　　所	五條市本町1丁目1番1号
退職 手当	21,021,021円
勤続 年数	25年
市 民 税	285,600円
県 民 税	190,400円

対象者Ｂ（五木　太郎）

住　　所	五條市今井1丁目2番3号
退職 手当	5,002,000円
勤続 年数	12年
市 民 税	6,000円
県 民 税	4,000円

市民税・県民税の総計　　486,000円
（裏面に記入）

奈良県五條市　　個人市民税 個人県民税　**納入済通知書**㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
2 9 2 0 7 9	00940－8－960102	五條市会計管理者

年 月分　指定番号　納入金額(1)　円

令和 0 5 1 2 0 0 0 7 0 0 6 4 5 4

292079

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線――で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金	
給与分（一括徴収分を含む）	
退職所得分	4 8 6 0 0 0
延滞金	

(1)納入金額の変更方法は特別徴収のしおりをご覧で(2)の金額で納付するときは(2)欄には何も記入し

マイナンバー制度の施行により、平成28年1月1日以降、退職分離課税分の納入申告書に法人番号または個人番号の記載が必要となっています。

なお、個人事業主の場合は、納入済通知書の裏面の納入申告書には記載せず、16ページの納入申告書に記入の上、五條市役所税務課までご提出ください。

５．各種届出書用紙

各種届出書は必要に応じて、コピーをしてご使用ください。

五條市役所のホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。

https://www.city.gojo.lg.jp/

トップページ ➡ 申請書ダウンロード ➡ 市税関係 ➡ 特別徴収に係る各種届出について ➡ ダウンロードファイル

・給与所得者異動届出書　（参照３～６ページ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

・特別徴収への切替申請書　（参照３ページ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

・特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
所在地や名称、書類の送付先を変更した場合に使用してください。（代表者のみの変更の場合、提出は不要）

・特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

・ゆうちょ銀行・郵便局指定届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

・退職所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号	

市町村長 年　月　日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地 名称 個人番号又は法人番号	担当者	係 氏名 電話　－　－	年度	特別徴収指定番号 宛名番号	

給与所得者	フリガナ 氏名	新姓	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額			
	生年月日	明・大・昭・平　年　月　日生	円	月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円	年 月　日	1 転勤・転籍　2 退職 3 死亡　4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額　b. 支払不定期 c. 上記以外（　）	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）	円			
	個人番号								控除社会保険料額			
	住所 1月1日現在								円			
	住所 異動後											

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒 フリガナ 名称	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話　－　－	新しい勤務先へは、 月割額 ＿＿＿＿ 円を ＿＿＿ 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。（※新しい勤務先へ送付してください。）

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。 1　異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。 2　異動年月日が１月１日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額（(ウ) と同額） 円	左記の一括徴収した税額は ＿＿＿ 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③普通徴収の（一括徴収しない）場合　（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。**なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。**

1　異動年月日が６月１日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。
2　異動年月日が１月１日～４月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3　死亡による退職のため。

市処理欄					
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収(　期)へ切替 3 一括徴収(　月) 4 普徴税額なし	入力	確認	
			／	AD LAN	
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収(　期)へ切替 3 一括徴収(　月) 4 普徴税額なし	入力	確認	
			／	AD LAN	

注意事項等

1　本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
　提出期限は、当該の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2　太線枠内のみ記入してください。
3　異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の１月１日から異動時までの間に確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「１月１日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の１月31日（土日の場合は、２月第１月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
4　給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

市民税・県民税　特別徴収への切替申請書

五 條 市 長
年　　月　　日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒		特別徴収指定番号	新規
	名称 代表者名		担当者	係	
				氏名	
	法人番号			電話	（　　）　－ 内線

給与所得者	フリガナ		旧　姓	普通徴収切替期別	〔 1・2・3・4・随 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎた分は切替えできません。
	氏　　名				
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成　　年　　月　　日		特別徴収開始予定月	____ 月分（翌月 10 日納期限）から特別徴収を開始します。
	1月1日住所	五條市		納入書の送付（新規事業所の場合）	□ 必要（納入書を使用して納入する） □ 不要（共通納税システムなどを利用する）
	現住所				
	異動年月日	年　　月　　日 □採用　□本人申し出　□その他（　　）		備　考	

＜注意事項＞
・納期限の過ぎている普通徴収は、切替えできません。
・二重納付防止のため、普通徴収の納付書を同封してください。
・すでに納入書を送付している場合は、**再送付されません**ので金額を訂正して使用してください。

市処理欄	徴収済期【　　】→　開始月【　　】			入力	確認
	口座	納付書	税額	／ AD LAN	
	有 無	回収済（　　期） 未回収	電話連絡 （　／　）	（備考）	

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

法人番号(※注)													

五條市長 年　月　日提出	特別徴収義務者名	所在地	〒	特別徴収指定番号		
		名称 代表者名		担当者	係	
					氏名	
					電話	(　　)　－ 内線

(※注) 個人事業主の場合、個人番号の記載は不要です。

変更箇所のみ記入してください。

変更年月日	年　月　日

事項		変更前 (旧)	変更後 (新)
所在地		〒	〒
フリガナ			
名称			
法人番号(※注)			
電話番号			
書類送付先 (上記所在地以外に送付を希望される場合に記入してください)	所在地	〒	〒
	名称	フリガナ	フリガナ
	電話番号		
変更理由	1 名称変更	□ 社名変更　□ 新法人の設立 □ 合併による変更　(□ 旧社名の法人は登記上存在し社名変更　□ 旧社名の法人は登記上解散し合併された) 合併による変更の場合 → □ 現在の指定番号を継続して使用する □ 合併先の指定番号 (　　) を使用する □ 新規に指定番号を取得する	
	2 所在地変更	□ 事務所が移転　□ 送付先変更	
	3 その他	□ 事務所等の廃止　□ 特別徴収事務の一本化　□ その他 (　　)	

注) この届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書

法人番号												

五條市長

年　月　日

給与支払者（特別徴収義務者名）					
所在地	〒	特別徴収指定番号			
名称 代表者名		担当者	係		
			氏名		
			電話	（　・　）　－ 内線	

地方税法第321条の5の2第1項及び五條市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする期間　　年　月　以降の特別徴収税額

申請日前6か月間の各月末の給与支払額および給与支払総人員の報告

月別		年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
給与支払総金額		円	円	円	円	円	円
給与支払総人員		人	人	人	人	人	人
臨時職員	給与支払総金額	円	円	円	円	円	円
	給与支払総人員	人	人	人	人	人	人

※五條市の納税者だけでなく、事業所において給与の支払いを受ける者全員について記入してください。

申請日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合はその年月日	年　月　日	五條市税にかかる滞納または納入遅延がある場合はその理由	

◆申請書の提出は6月30日までにお願いします。

◆納期の特例の承認が継続中の事務所においては、再度申請する必要はありません。

◆給与の支払いを受ける者が常時10名未満でなくなった場合は、すみやかに裏面の届出書を提出してください。

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例制度について

1 対象となる事業所

この特例の適用を受けることができるのは、**給与の支払いを受ける者（五條市以外の者を含む）が常時10人未満である事業所**です。

2 制度の適用を受けるには

表面の「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

3 納入期限について

この特例の承認を受けた場合の納期限は以下のようになります。

① 6月分から11月分まで　・・・　12月10日
② 12月分から翌5月分まで　・・・　6月10日
※納入期限が土・日・祝日にあたる場合は翌日になります。

4 要件を欠いた場合

給与の支払いを受ける者が常時10人以上になるなど、要件を欠いた場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
※右の届出書に記入のうえ、提出してください。

5 承認を受けられない場合

・市税の滞納や納入遅延がある場合
※やむを得ない事情がある場合は、その事情を申請書に記入してください。
・申請日前1年以内に承認の取り消しを受けた場合

＊注意＊
この承認を受けた後に、市税を滞納したり、納入遅延が生じる場合は、承認を取り消されることがあります。

市民税・県民税特別徴収の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年　月　日

五條市長

給与支払者(特別徴収義務者)

所在地			
名称 代表者名			
法人番号			
特別徴収 指定番号		電話番号	

下記の理由により、市民税県民税特別徴収の納期の特例の要件を欠いたので、地方税法施行令第48条の9の11及び五條市税条例第46条の4の規定により届け出ます。

要件を欠いた理由
1 給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったため
2 その他　（　　）

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書について

徴収金の納入に近畿２府４県（大阪・京都・滋賀・和歌山・兵庫・奈良）以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の指定通知書に郵便局（店）名を記入の上、事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、その他の取扱金融機関より納入される場合は、この指定通知書は不要です。

ミシン

指　定　通　知　書

貴局(店)を地方税法第321条の５第４項の規定に基づき、当市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局(店)に指定しましたから通知します。

1	許可又は承認番号	貯業２第365号
2	口　座　番　号	00940－8－960102
3	加入者の名称	五條市会計管理者
4	取りまとめ店	大阪貯金事務センター〒539-8794

年　　月　　日

郵便局長（店長）殿

五條市長

退職所得にかかる分離課税分市民税・県民税特別徴収税額納入申告書

五 條 市 長
年　　月　　日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒		特別徴収指定番号		
	名　　称			担当者	係	
	代表者の印職氏名印				氏名	
	個人番号又は法人番号				電話	（　　）　－ 内線

（右詰めで記載してください）

地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により下記のとおり分離課税にかかる所得割の納入について申告します。

氏　　名 （生年月日）	1月1日の住所	退職手当等の金額	勤続年数	特別徴収税額			備考
				市民税額	県民税額	合計額	
(大･昭･平　年　月　日)		円	年	円	円	円	
(大･昭･平　年　月　日)		円	年	円	円	円	
(大･昭･平　年　月　日)		円	年	円	円	円	
合　　計		円		円	円	円	

※マイナンバー制度の施行により、平成２８年１月１日以降、退職分離課税分の納入申告書に法人番号または個人番号の記載が必要となっています。

なお、個人事業主の場合、市民税・県民税の納入済通知書の裏面の納入申告書には記載せず、**この用紙に個人事業主の個人番号を記入**の上、五條市役所税務課までご提出ください。

【特別徴収制度のしくみ】

特別徴収とは、事業所（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差引きし、納入していただく制度です。
また、地方税法第３２１条の３、第３２１条の４の規定に基づき、事業所は特別徴収をする義務がありますのでご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

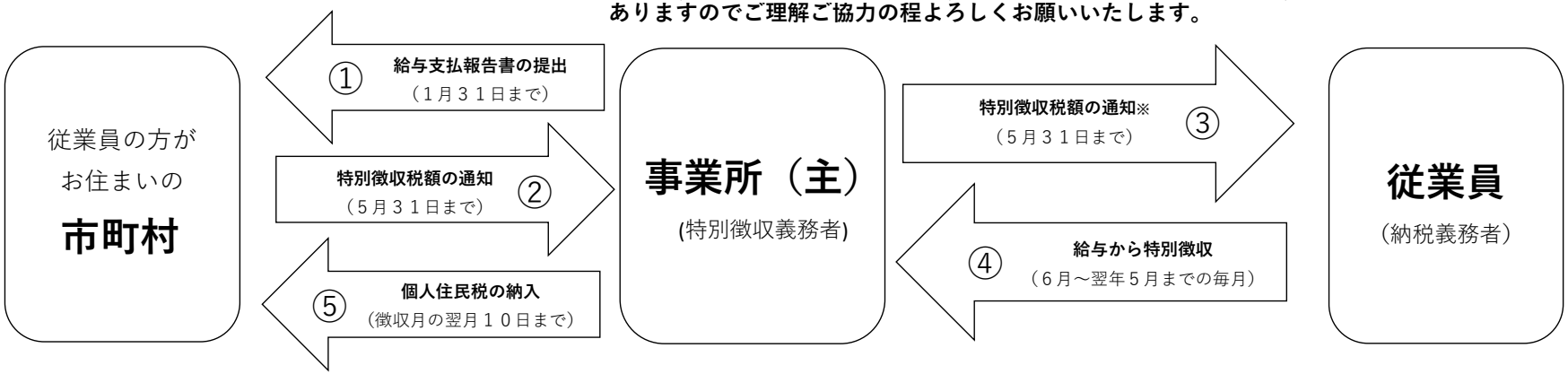

※5月31日までに特別徴収税額決定通知書（納税義務者用【青】）をシールを剥がさずに従業員にお渡しください。

【地方税共通納税について】

令和元年１０月から地方税共通納税システムが開始されました。このシステムを利用することにより、事業所（給与支払者）は**自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて、手数料無料ですべての地方公共団体へ一括して納税することが可能になりました。**
また、五條市が納付場所として指定していない金融機関等からも納税することが可能になりました。詳細につきましては、下記のeLTAXホームページ（提供：地方税共同機構）等をご参照ください。

■eLTAXホームページ（提供：地方税共同機構）　「共通納税とは」
https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/

特別徴収の納期限は徴収した月の翌月１０日までです！
（ただし、土・日・祝の場合はその翌日）
期限内納付にご理解ご協力の程よろしくお願いします。